

県有財産の一般競争入札説明書

(県有財産 令和7年11月4日付け公告分)

入札に参加される方は、物件調書等をよくお読みのうえ、参加してください。

- 入札は、申請から入札までを郵送によって行います。
- 入札に参加を希望する方は、事前に県有財産一般競争入札参加申請書を提出していただく必要があります。
(受付期間：令和7年11月4日（火）から令和7年12月4日（木）まで）（必着）
- 入札に関する用紙は必ず11ページから15ページをコピーして使用してください。

なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の場合の様式になっていますので、申請者が連名の場合は、県土整備局県土整備経理課まで事前に別途お問い合わせください。

神奈川県

県土整備局事業管理部県土整備経理課

県土整備局事業管理部用地課

目次

1	入札物件一覧表	3
2	入札に参加することができない者	3
3	契約を締結することができない者	3
4	入札参加申請	3
5	現地説明会	4
6	入札保証金	4
7	入札に係る質問について	4
8	入札期限及び提出書類	5
9	入札書の注意事項	5
10	開札	6
11	入札の無効	6
12	落札者の決定	6
13	再度の入札	7
14	契約の締結及び契約保証金	7
15	売買代金の支払方法	7
16	所有権の移転及び費用負担	7
17	その他の注意事項	8
18	入札結果の公表	8
19	問合せ先等	9
20	様式集	10
21	記載例	16
22	県有財産売買契約書案	24
23	物件調書	28
24	カレンダー	31

1 入札物件一覧表

物件 番号	物件名 所在地(地番)	地目等	土地：地積 (㎡：実測)	予定価格 (円)
1	廃道敷地（横須賀市西逸見町）	宅地 公衆用道路	354.04	6,600,000
	横須賀市西逸見町一丁目 69 番 3、69 番 4、 69 番 9、70 番 1、70 番 2、92 番 17 横須賀市吉倉町一丁目 11 番 8、13 番 7、 13 番 8			

※ 物件の詳細については、28 ページ以降の物件調書をご覧ください。

※ これらの物件に係る売買契約は、非課税取引です。

※ 今後、上記の物件について、入札中止、内容変更をすることがあります。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に該当する者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

4 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、事前に県有財産一般競争入札参加申請書を提出していただく必要があります。

- (1) 提出期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 12 月 4 日（木）まで **（必着）**

※書留、簡易書留又はレターパック等の郵送記録が確認出来る送付方法にて送付してください。

※持参による提出はできません。

- (2) 提出書類（提出部数 1 部）

県有財産一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

（用紙は必ず本説明書の 11 ページをコピーして使用してください。）

また、申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

- (3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」に送付して（必着）ください。なお、持参による提出はできません。

(4) 参加申請後

申請を受け付けた場合は、「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」から、次の書類を送付しますので、令和7年12月12日（金）までに書類が届かない場合は、「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」までご連絡ください。

ア 申請書（写し）

イ 「歳計外現金納付書・領収書」

(5) 連名による入札参加申請後の辞退

連名による入札参加申請の場合、一部の方のみの辞退は認められません。申請者のどなたかが入札参加を辞退する場合は、申請者全員の連名により入札期限までに辞退届（任意様式）を提出する必要があります。

5 現地説明会

物件の現地説明は、次のとおり行います。

実施場所：横須賀市西逸見町一丁目 69 番 3 外 8 筆

実施日時：令和7年11月20日（木）14時30分から（30分程度）

- ※ 現地には駐車スペースは確保しておりません。
- ※ 入札説明書は現地では配布しないので、必要に応じて各自持参してください。
- ※ 荒天の場合の説明会の実施の有無は、当日午前中までに県用地課 HP に掲載します。

6 入札保証金

入札保証金の納付方法及び還付方法については、次のとおりですのでご注意ください。

- (1) 「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」から送付する「歳計外現金納付書・領収書」で、予定価格の100分の5以上の入札保証金を指定金融機関等に納付し、「歳計外現金納付書・領収書」の写しを入札書と一緒に入札期限までに郵送記録が確認出来る送付方法で送付してください。

その他の方法については神奈川県財務規則によります。

- (2) 入札保証金の還付請求は、「入札保証金返還請求書」を、入札書と一緒に開札の前に送付いただくか、又は開札後に送付してください。（用紙は必ず本説明書の12ページをコピーして使用してください。）

- ※ 落札者が納付した入札保証金は、申し出により契約保証金に充当することもできます。（7ページ「14 契約の締結及び契約保証金」参照）
- ※ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。
- ※ 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、県が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振り込みます（開札日から6週間程度の日数を要します。）。

7 入札に係る質問について

- (1) 受付方法：電子メールにて、下記メールアドレスまで送付してください。

件名：「県有財産売払い入札案件に係る問合せ」

宛先：zaisan.ke7a@pref.kanagawa.lg.jp

(2) 受付期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 12 月 19 日（金）17 時まで

（ただし、入札参加申請に係る質問は令和 7 年 11 月 25 日（火）17 時まで）

※ 受付期間後に到着した質問につきましては、原則回答いたしません。

※ 入札参加申請を行う者（予定を含む。）のメールアドレスから送信してください。

(3) 回答方法：質問受付後、電子メールにて質問者宛に随時回答いたします。

8 入札期限及び提出書類

入札をする場合は、入札期限までに「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」に以下の書類をご郵送ください。

なお、持参による提出はできません。

入札期限：令和 8 年 1 月 6 日（火） **※必着**

※郵送記録が確認出来る送付方法にて送付してください。

提出書類	説明
入札書	用紙は必ず本説明書の 13 ページをコピーして使用してください。
申請書の <u>写し</u>	県が受付印の欄に押印した申請書の写しを郵送してください。
入札保証金納付書の領収書（「歳計外現金納付書・領収書」）の <u>写し</u>	別途送付する「歳計外現金納付書・領収書」により納付してください。 <u>原本は郵送しないでください。</u>
入札保証金返還請求書	入札保証金を返金する際に必要になります。用紙は必ず本説明書の 12 ページをコピーして使用してください。 入札書と一緒に開札の前に郵送いただくか、又は開札後にご郵送ください。

9 入札書の注意事項

- (1) 入札書（用紙は必ず本説明書の 13 ページをコピーして使用してください。）に必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名のうえ、必ず中封筒に封入し、送付してください。
- (2) 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- (3) 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- (4) 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の差換え、変更又は取消しをすることはできません。

10 開札

開札日時及び場所は次のとおりです。

また、入札期限までに郵送された入札書により開札を行いますので、申請者による立会いは不要ですが、開札の立会いを希望される場合は、次の日時・場所に直接お越しください。

※身分証明書（免許証等）をお持ちの上、県有財産一般競争入札参加申請書に記載する申請者本人がお越しください。（申請者本人以外は立ち会うことができません。）

開札日時 令和8年1月9日（金） 午後1時30分

開札場所 神奈川県庁本庁舎地下1階第014会議室（住所 神奈川県横浜市中区日本大通1）

11 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者がした入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札
- (3) 中封筒に封入されていない入札書を提出した入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者の記名のない入札、記載すべき事項の記載のない入札
- (5) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるもの、金額の最初の数字の前に「¥」の記入がないものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (6) 条件を付した入札書を提出した入札
- (7) 1物件につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 1物件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上（複数者による共同所有を希望する場合を除く。）の代理をした者の入札
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (10) 申請者及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、この説明書に記載する入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定

- (1) 県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした申請者を落札候補者とします。ただし、最高額の入札をした者が2者以上あるときは、申請者が立会う時は当該申請者、立会者がいない場合は入札に関係ない神奈川県職員にくじを引かせて落札候補者を決定します。

落札候補者には、落札候補者の決定通知を令和8年1月16日（金）までに県が発送します。

- (2) 落札候補者は、次のものを令和8年1月23日（金）必着で、「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」に送付してください。

ア 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

イ 履歴事項全部証明書（法人の場合（日本国内に商業登記がない外国法人の場合は、本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文）又は住民票（個人の場合）

※ 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書の用紙は、必ず本説明書の14～15ページをコピーして使用してください。

※ 提出書類は、開札日以後に発行されたものとしてください。

※ 期限までに書類の提出が無い場合は、落札候補者の入札を無効とします。

- (3) 県は警察本部に落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会し、その結果、該当しない場合は、落札候補者を落札者として決定します。

一方、落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。

なお、落札者に対しては、落札の決定通知を令和8年2月6日（金）までに県が発送します。

- (4) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、県の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おください。

13 再度の入札

再度の入札は行いません。

14 契約の締結及び契約保証金

落札者は、落札決定通知のあった日から7日以内に別紙様式の県有財産売買契約書（案）（24～27ページ）により契約を締結しなければなりません。落札者が期限までに契約を締結しない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。

なお、売買契約締結までに、売買代金の100分の10に相当する金額以上の「契約保証金」を県の発行する納付書により納付してください。その際、入札保証金を契約保証金に充当することができます。契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、県に帰属することになります。

15 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法がありますので、いずれの方法によるかは落札決定後にお申し出ください。売買代金の支払方法については落札者に詳しく説明します。

- (1) 売買代金全額を納付する場合

売買契約締結後、県の発行する納入通知書により発行日の翌日から起算して30日以内に、売買代金全額を納付してください。

※ 契約保証金のほかに、売買代金全額をご用意いただくことになります。売買契約の履行を県が確認した後速やかに契約保証金の還付手続きを行います。

- (2) 売買代金の一部に契約保証金を充当する場合

売買契約締結時にお申し出いただくと、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。従いまして、契約締結後、県の発行する納入通知書により、その発行日の翌日から起算して30日以内に売買代金と契約保証金との差額を納付いただきます。県が納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当する手続きを行います。（手続きには1週間程度の日数を要します。）

※ 納付期限までに契約保証金との差額をご用意ください。

16 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。

- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。

- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

17 その他の注意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。(添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要です。あらかじめご相談ください。
- (3) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町村の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (6) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (7) 除却工事の対象とした構造物及びそれに付随する構造物以外の地中埋設物調査は実施いたしておりません。物件調書に記載されている地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても県は契約不適合責任を負いません。
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
県ではこれらについて対応いたしません。
- (11) 物件の敷地内（地中を含む。）にゴミ・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (13) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- (14) 境界確認協議書がある場合は、契約者から交付依頼があった場合に限り、所有権移転後にその写しを原本証明の上お渡しします（原本はお渡ししません。）。なお、道路との境界に関する書面については、県が所有している場合に限り、その写しをお渡しします。

18 入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を県ホームページにて公開しますので、あら

かじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

19 問合せ先等

- (1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先
県土整備局事業管理部県土整備経理課経理第二グループ
住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話：(045) 210-6094（直通）

- (2) 入札物件に関する問合せ先
県土整備局事業管理部用地課財産管理グループ
住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話：(045) 210-6154（直通）

※「7 入札に係る質問について」をお読みいただき、電子メールにてご質問ください。

20 様式集

県有財産一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者	住 所	
	氏 名 (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。)	

責任者氏名		連絡先	
担当者氏名		連絡先 (電話番号・メールアドレス)	

※ 「責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)
 県有財産の一般競争入札(県有財産 令和7年 11 月 4 日付け公告分)の一般競争入札に参加した
 く、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書(案)及び物件調書の内容を承
知した上で参加します。

(注)

連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者) (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。)

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

金 _____ 円

ただし、県有財産の一般競争入札（県有財産 令和7年11月4日付け公告分）の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・協同組合								本店 支店
預 金 種 別	普通	当座	その他 ()						
口 座 番 号 (右 詰 め)									
(フリガナ)									
口 座 名 義 人									

(注)

申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入 札 書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者) (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。)

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を明記してください。
(同じ場合は「同上」と記載)

金額									
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

県有財産の一般競争入札（県有財産 令和7年11月4日付け公告分）の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

(注)

- 1 必要事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名のうえ、ご郵送ください。
- 2 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- 3 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- 4 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の差換え、変更又は取消しをすることはできません。

神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

今般、神奈川県の出有財産の一般競争入札に参加するに当たっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

（2）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（3）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（4）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（5）暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 申請者（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。）

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

（フリガナ） 代表者氏名	生年月日 （明治M,大正T,昭和S,平成H）	性別 （男・女）	住 所

2 法人役員（取締役、監査人、監査法人等履歴事項全部証明書に記載されている者）

[illegible]

21 記載例

県有財産一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者	住 所	法人の場合は、役職も記載してください ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○
	氏 名 (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。)	

責任者氏名	○○ ○○	連絡先	***-***-***
担当者氏名	○○ ○○	連絡先	***-***-***
		(電話番号・メールアドレス)	***@*.**

※ 「責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

県有財産の一般競争入札（県有財産 令和7年 11 月 4 日付け公告分）の一般競争入札に参加したく、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書（案）及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

(注)

連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

県有財産一般競争入札参加申請書の
申請者と同じ住所、氏名、連絡先

(申請者) (法人の場合は法人名並びに代表取締役及び氏名を記載してください。)

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

金 円

ただし、県有財産の一般競争入札（県有財産 令和7年11月4日付け公告分）の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・協同組合							本店 支店
預 金 種 別	普通	当座	その他 ()					
口 座 番 号 (右 詰 め)								
(フリガナ)								
口 座 名 義 人								

(注)

申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入 札 書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

県有財産一般競争入札参加申請書の
申請者と同じ住所、氏名、連絡先

(申請者) (法人の場合は法人名) (代表者の役職及び氏名を記載してください。)

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を明記してください。
(同じ場合は「同上」と記載)

金額									
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

県有財産の一般競争入札（県有財産 令和 7 年 11 月 4 日付け公告分）の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

(注)

- 1 必要事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名のうえ、ご郵送ください。
- 2 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- 3 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- 4 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の差換え、変更又は取消しをすることはできません。

神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

今般、神奈川県の出有財産の一般競争入札に参加するに当たっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

（2）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（3）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（4）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（5）暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 申請者（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載

住 所

法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

(フリガナ) 代表者氏名	生年月日 (明治M, 大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所

封筒の記載例

封筒の宛名記載例
(表面) 入札参加申請

入札参加申請書

The diagram shows a rectangular envelope with a blue border. In the top-left corner, there is a box labeled '切手' (Stamp). To its right, a series of numbers are arranged in a row: 2, 3, 1, 8, 5, 8, 8. A blue line connects the number '1' to the number '8' that follows it. Below the numbers, the address is written in vertical Japanese text: '神奈川県県土整備局事業管理部' (Shizuoka Prefecture Land Development Bureau Project Management Department), '県土整備経理第二グループ' (Land Development Accounting Second Group), and '宛' (To). In the bottom-left corner, it says '入札参加申請書在中' (Entrustment application in progress). On the right side, it says '横浜市中区日本大通 1' (1 Nippon Dori, Naka-ku, Yokohama City). A blue arrow points from the '入札参加申請書' box to the top of the envelope.

切手

〒 2 3 1 8 5 8 8

神奈川県県土整備局事業管理部
県土整備経理第二グループ 宛

入札参加申請書在中

横浜市中区日本大通 1

※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。

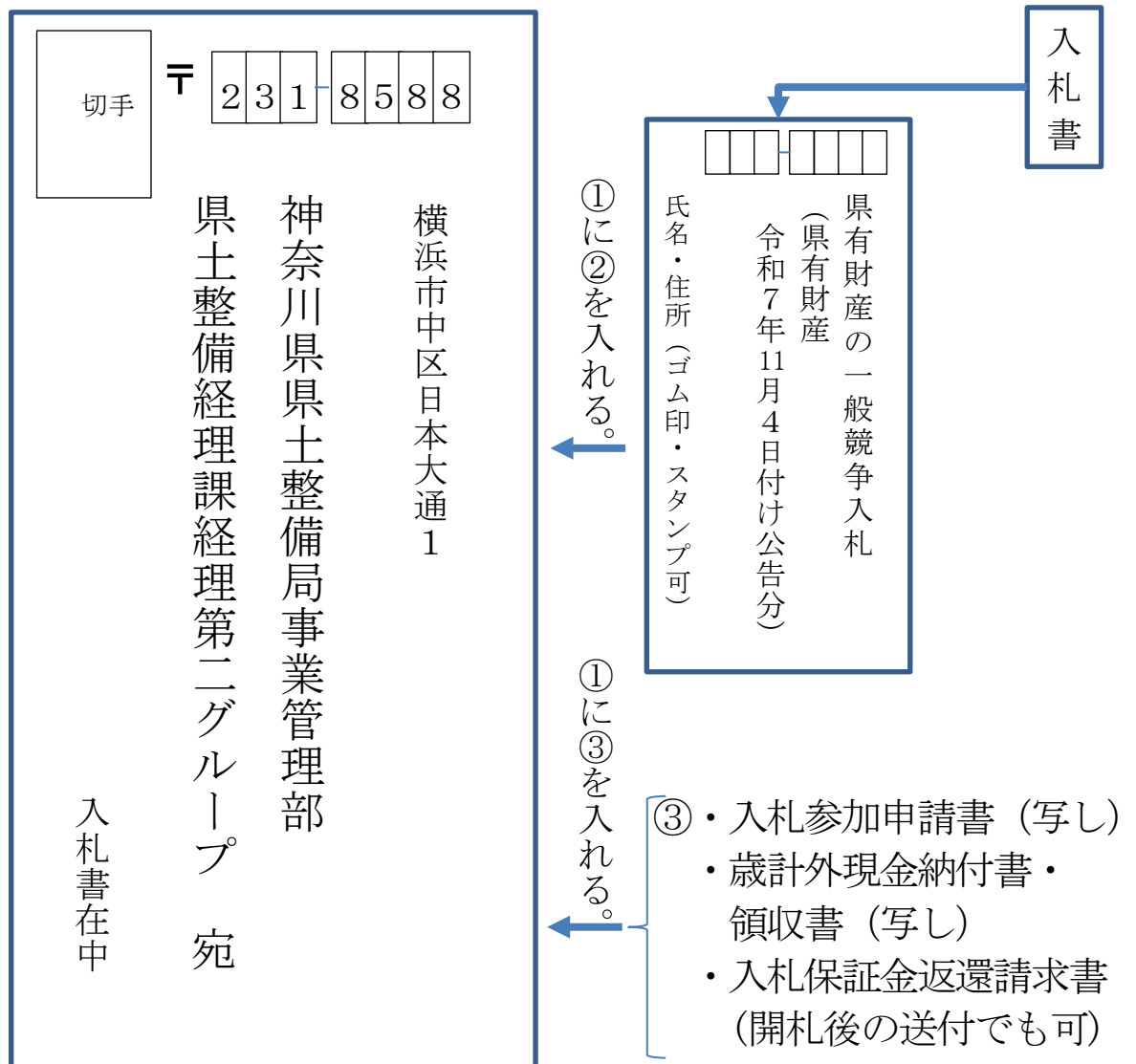
※郵送手続きや料金等は発送機関（郵便局等）にお問い合わせください。

※住所、宛先は省略せず記載例のとおりにご記載ください。

封筒の宛名記載例 (表面) 入札書提出

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)



※①外封筒には、②中封筒、③入札参加申請書の写し、「歳計外現金納付書・領収書」のコピー、入札保証金返還請求書（開札後の送付でも可）を入れてください。

※②中封筒には、入札書のみを入れて封をしてください。

※①外封筒の裏面には、差出人氏名・住所を記載してください。

※郵送手続きや料金等は発送機関（郵便局等）にお問い合わせください。

※住所、宛先は省略せず記載例のとおりにご記載ください。

22 県有財産売買契約書案

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、その所有する次の県有財産（以下「本物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買
い受ける。

（1）所在地 〇〇〇〇〇

（2）地 目 〇〇

（3）面 積 （実測）〇〇〇〇㎡、（登記簿）〇〇〇〇㎡

（売買代金）

第2条 売買代金は、金＜落札金額＞円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金＜契約保証金＞円を、この契約締結の日までに甲の発行する納付書
により神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

3 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条の売買代金を甲の発行する納入通知書により発行日から30日以内に神奈川県指定
金融機関等に納入するものとする。

2 甲において、第3条第1項の契約保証金を第2条の売買代金の一部に充当できるものとする。

（違約金）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日まで
の日数に応じ、当該納入金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲の発行する
納入通知書によりその指定する期日までに神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

（所有権移転時期）

第6条 本物件の所有権移転時期は、乙が第2条に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前
条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

（登記の嘱託）

第7条 甲は、本物件の所有権移転を確認後、遅滞なく所有権移転の登記を嘱託する。

2 前項の登記に要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、第6条による本物件の所有権の移転と同時に、本物件を現況のままの状態乙に引き渡す。

(契約不適合等)

第9条 乙は、この契約締結後、本物件に土壌汚染、地中埋設物、面積の不足その他この契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、本物件の修補その他の履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第10条 甲乙双方の責めに帰さない理由により、本物件の引渡し前にこの契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに終了するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。

なお、甲乙両者は、本条により契約が終了したときは、文書を取り交わしてその旨を確認するものとする。

(解 除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。

2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。)第2条第2号から第5号(以下「暴力団等」という。)に該当すること及び条例第23条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

3 甲及び乙は、第22条により両者が協議して定めたときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、前3項によりこの契約の解除がなされた場合、既に納入した第2条の売買代金の返還を請求することができる。

5 前項の返還金には、利子を付さない。

(条例の遵守及び用途制限等)

第12条 乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から10年間、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地調査を行い、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第 11 条第 2 項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第 12 条の規定に違反したとき。

(3) 前条第 2 項の規定に違反して正当な理由なく同条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 15 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払う。

(有益費等請求権の放棄)

第 17 条 乙は、第 11 条によりこの契約が解除された場合において、本物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(乙の原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 11 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、本物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が本物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、本物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより本物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(費用の負担)

第 19 条 この契約の締結に要する費用（印紙代等）は、乙の負担とする。

(信義則)

第 20 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行する。

(相隣関係等への配慮)

第 21 条 乙は、本物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定める。

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 ○○○○○
○○○○○
○○○○○

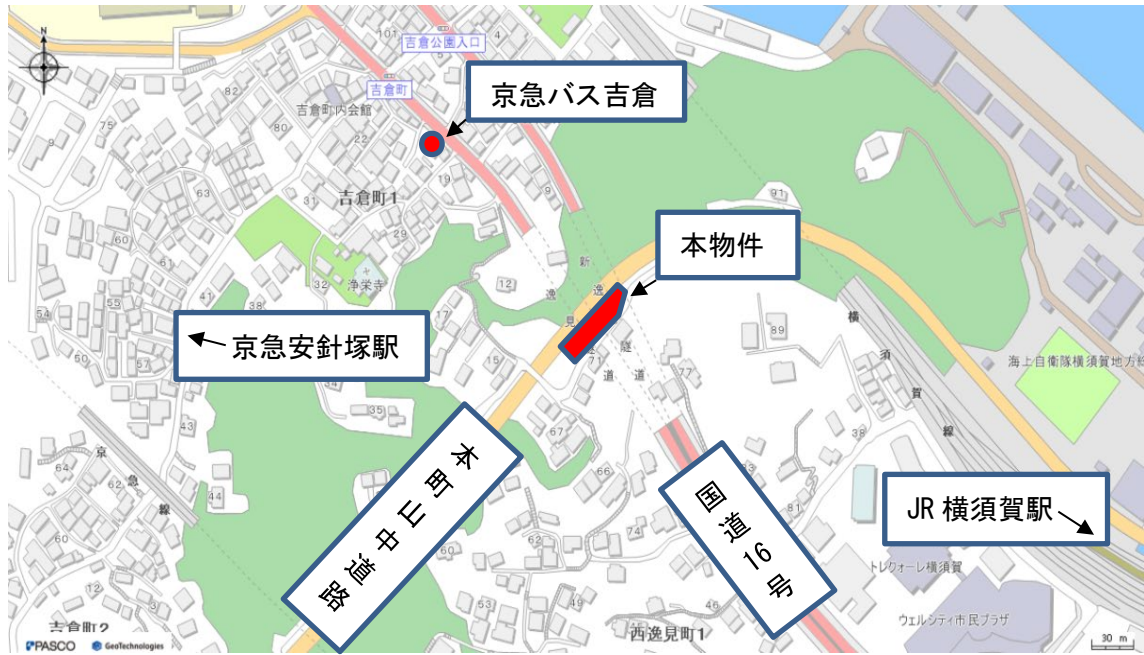
23 物件調書

物 件 調 書

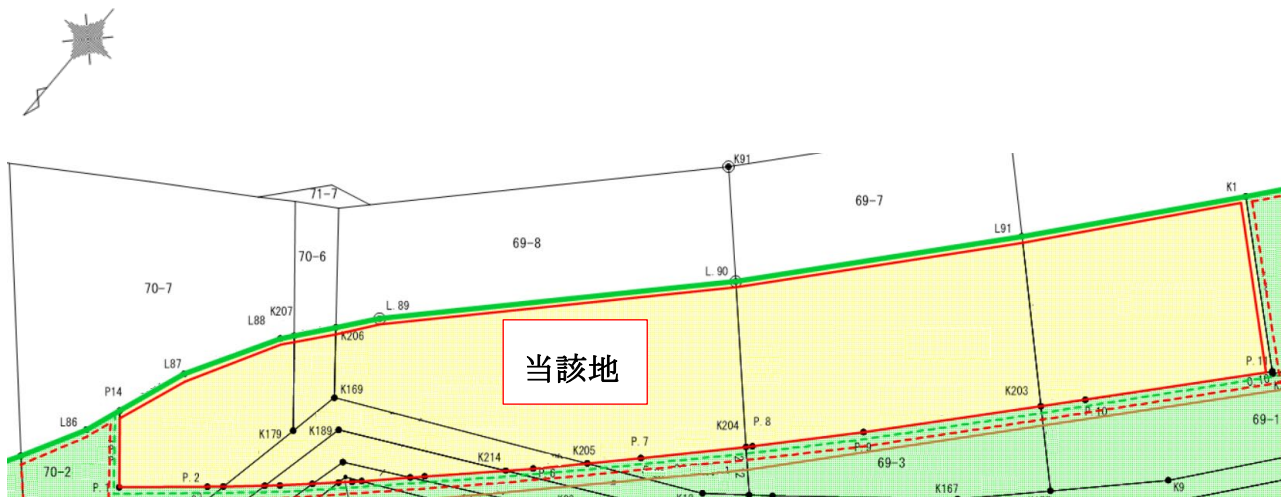
物件番号 1

物 件 名		須土道－県道28号（本町山中）廃道敷地					
所 在 地		横須賀市西逸見町一丁目69番3、69番4、69番9、70番1、70番2、92番17 横須賀市吉倉町一丁目11番8、13番7、13番8					
住 居 表 示		実施地区（詳しくは、横須賀市地域支援部窓口サービス課へお問い合わせください。）					
地積(実測)		354.04㎡	地 目	宅地、公衆用道路	形 状	台形	
接 面 道 路 の 幅員及び構造		南東側で幅員約4mの市道とほぼ等高に約50m接します。					
法令等に基づく制限等	都市計画法	市街化区域					
		用途地域	第1種住居地域				
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
	建築基準法	その他規制	詳しくは横須賀市都市計画課及び建築指導課にお問い合わせください。				
		文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	無			
	その他	第1種高度地区、準防火地域、屋外広告物第2種許可地域、宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域(一部)、急傾斜地崩壊危険区域					
私道の負担等 に関する事項	負担の有無	無		供給処理	電 気	可	
		—			上水道	可	
	負担の内容	—		施設の状況	下水道	可	
		—			都市ガス	—	
交 通 機 関	鉄 道	京浜急行電鉄本線「安針塚」駅まで約2km（道路距離）					
	バ ス	京浜急行バス「吉倉」バス停から徒歩約6分					
参 考 事 項	○敷地は、次のような区域に指定されており、土地の造成・利用等にあたり、許可や届出が必要となる場合があります。詳細は、第1種高度地区、準防火地域については、横須賀市都市計画課、屋外広告物第2種許可地域については、横須賀市まちなみ景観課、宅地造成工事規制区域については、横須賀市宅地審査防災課、土砂災害警戒区域（一部）、急傾斜地崩壊危険区域土砂災害については神奈川県横須賀土木事務所許可指導課及び急傾斜地第二課にお問い合わせください。 ○敷地は、概ね中央付近から北東端に向かって、約0.5m下る傾斜地となっています。また、北東側に接する本町山中道路と約10m程度高低差があり、本物件が高くなっています。 ○敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は実施しておりません。現況での引き渡しとなります。 ○敷地内に管理用のフェンス及び単管パイプ柵が設置されており、フェンスが一部道路側に越境していますが、現況での引き渡しとなります。 ○敷地外の市道463号線に沿ってガードレールが設置されていますが、詳細は横須賀市土木用地課許可係にお問い合わせください。 ○敷地外に車両感知器の設置された電柱があり、敷地内を電線が空中越境していますが、詳細は神奈川県警察交通部交通規制課システム運用係にお問い合わせください。 ○本物件の前面道路には、上水道及び下水道の本管は埋設されていますが、敷地内への引き込みはありません。詳しくは、横須賀市給排水課にお問い合わせください。 ○本物件の内容については、本物件調書及び入札説明書の「その他の注意事項」に記載の事項をご確認ください。 ○本物件の購入後、第三者に本物件を譲渡する場合、入札説明書の「その他の注意事項」に記載の事項を引き継いでください。						

案 内 図



明 細 図



24 カレンダー

11 月	入札スケジュール
1 土	
2 日	
3 月	
4 火	入札公告
5 水	
6 木	
7 金	
8 土	
9 日	
10 月	
11 火	
12 水	
13 木	
14 金	
15 土	
16 日	
17 月	
18 火	
19 水	
20 木	現地説明会
21 金	
22 土	
23 日	
24 月	
25 火	入札参加申請に係る質問の受付期限
26 水	
27 木	
28 金	
29 土	
30 日	

12 月	入札スケジュール
1 月	
2 火	
3 水	
4 木	入札参加申込締切（必着）
5 金	
6 土	
7 日	
8 月	
9 火	
10 水	
11 木	
12 金	
13 土	
14 日	
15 月	
16 火	
17 水	
18 木	
19 金	入札に係る質問の受付期限
20 土	
21 日	
22 月	
23 火	
24 水	
25 木	
26 金	
27 土	
28 日	
29 月	
30 火	
31 水	

1 月	入札スケジュール
1 木	
2 金	
3 土	
4 日	
5 月	
6 火	入札関係書類提出期限（必着）
7 水	
8 木	
9 金	開札日
10 土	
11 日	
12 月	
13 火	
14 水	
15 木	
16 金	落札候補者決定通知送付（～16日まで）
17 土	
18 日	
19 月	
20 火	
21 水	
22 木	
23 金	誓約書等提出期限（必着）
24 土	
25 日	
26 月	
27 火	
28 水	
29 木	
30 金	
31 土	

2 月	入札スケジュール
1 日	
2 月	
3 火	
4 水	
5 木	
6 金	落札決定通知送付（～6日まで）
7 土	
8 日	
9 月	
10 火	
11 水	
12 木	
13 金	
14 土	
15 日	
16 月	
17 火	
18 水	
19 木	
20 金	
21 土	
22 日	
23 月	
24 火	
25 水	
26 木	
27 金	
28 土	

※落札決定通知後、7日以内に契約締結

※契約締結後、県の発行する納入通知書により、発行日の翌日から起算して30日以内に売買代金を納付